様式第5号(第9条関係)

開発工事確認書

第　　　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　　　　様

湯沢市長　　　　　　印

　次の開発工事は、　　　　年　　月　　日検査の結果、湯沢市宅地開発指導要綱に適合していることを確認する。

1　協議承認年月日

2　工事完了年月日

3　開発区域に含まれる地域の名称

4　寄附採納の可否参考

|  |  |
| --- | --- |
|  | 湯沢市宅地開発指導要綱に伴い設置される公共施設の管理(帰属)採択基準 |

　　湯沢市に管理又は帰属となる公共施設については、次の条件に適合し、かつ、公共の用に寄与されるものでなければならないものとする。

　1　道路

　　(1)　都市計画法施行令第25条第1号及び第2号並びに都市計画法施行規則第20条及び第24条に適合したものとする。

　　(2)　道路構造令の第4種の道路(市町村道)基準により設計されているものとする。

　　(3)　道路は、幅員6メートル以上の舗装道路とし、袋小路でないものとする。

　　(4)　路盤工は、地質の条件による舗装断面構造で実施しなければならないものとする。

　　(5)　道路には電柱等を設置してはならないものとする。

　　(6)　市長が公益上やむを得ないと認めた道路

　2　公園、緑地及び広場

　　(1)　都市計画法施行令第25条第6号及び第7号並びに都市計画法施行規則第21条に適合したものとする。

　　(2)　民有地と公園との境界には、外柵フェンス等を設けて明確にすることとし、出入口には車止を設置しなければならないものとする。

　3　街路照明

　　(1)　設置される街路灯は、水銀灯の40ワット以上とする。